

令和4年度第2回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和4年4月26日

担当部・課：復興企画部復興推進課〔内線5520〕

① 件名	復興交付金事業の期間延伸に伴う基金の取り扱いについて					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>令和3年12月に東日本大震災復興交付金制度要綱の一部が改正されたことから、石巻市東日本大震災復興交付金基金条例の期間延伸について取り扱いの整理が必要となった。</p> <p>【目的】</p> <p>東日本大震災復興交付金制度要綱の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部について整理を行う。</p>					
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 なし</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和3年12月 東日本大震災復興交付金制度要綱の一部改正					
⑤ 主な内容	<p>東日本大震災復興交付金制度要綱の改正に伴い、復興交付金事業の計画期間が「令和3年度まで」から「令和4年度まで」に変更されたことから、石巻市東日本大震災復興交付金基金条例附則第2項を以下のとおり修正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<b>令和6年3月31日</b>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p> </td> <td> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<b>令和4年12月31日</b>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	現行	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<b>令和6年3月31日</b>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<b>令和4年12月31日</b>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>
改正後	現行					
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<b>令和6年3月31日</b>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<b>令和4年12月31日</b>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>					
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】</p> <p>関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。</p>					
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	宮城県においては、「東日本大震災復興交付金条例の一部を改正する条例（附則第二項を令和6年3月31日に改める）」を2月議会にて改正済み。					
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について提案（公布の日から施行）					
⑨ その他	なし					